

専門調査会小委員会 ヒアリング

資料

平成19年2月6日

国土交通省

目次

1 . 基礎事項	
(1) 国土交通省の使命と役割	・・・ 1
(2) 組織・定員等	・・・ 2
(3) 職員団体	・・・ 6
2 . 人事管理の状況	・・・ 7
(1) 採用	
(2) 異動	
(3) 退職管理	
3 . 職員団体との交渉等の状況	・・・ 8
4 . 労使関係の課題等	・・・ 9
5 . 公務員制度のあり方等	・・・ 10

1. 基礎事項

(1) 国土交通省の使命と役割

自立した個人の生き生きとした暮らしの実現

少子化社会の子育て環境作り
公的賃貸住宅制度の再編等による住生活の安定
バリアフリー新法に基づく総合的バリアフリーの推進

競争力のある経済社会の維持・発展

東アジアシームレス物流圏の構築
ビジット・ジャパンキャンペーンの強化・高度化による外国人観光客の訪日促進
国土交通関連産業の海外展開の支援

安全の確保

消費者・利用者から信頼される安全システムの構築
ハード・ソフト一体となった災害対策の推進
災害に係る情報提供・広報の積極的推進

美しく良好な環境の保全と創造

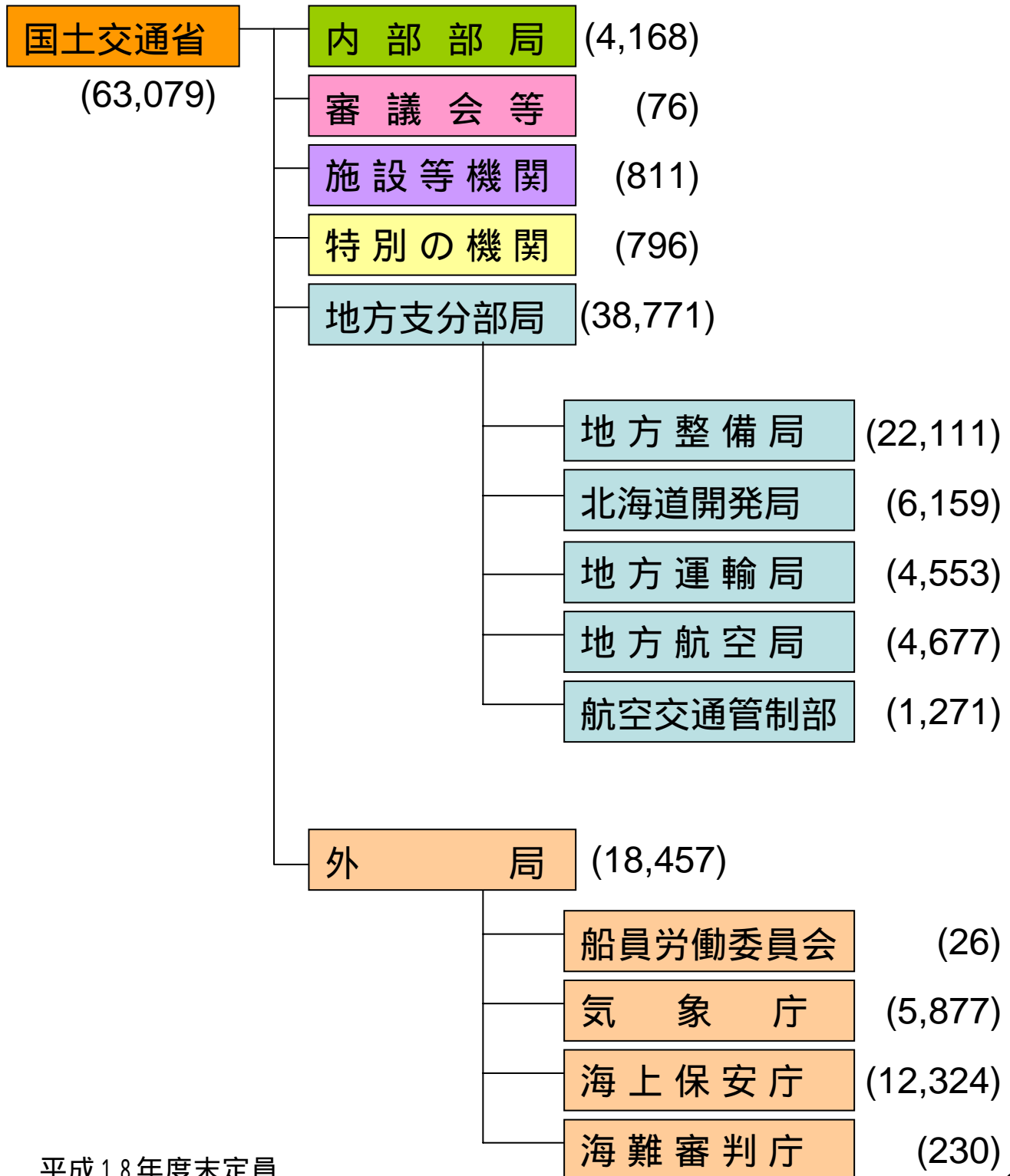
地球温暖化対策・循環型社会の構築等の環境対策の高度化

多様性のある地域の形成

交流イッワ、成長イッワ、生活基盤イッワ等頑張る地域を支援するイッワ整備
都市再生、密集市街地対策等都市の成長基盤の整備
「美しい日本」の創成に向けた観光地づくり

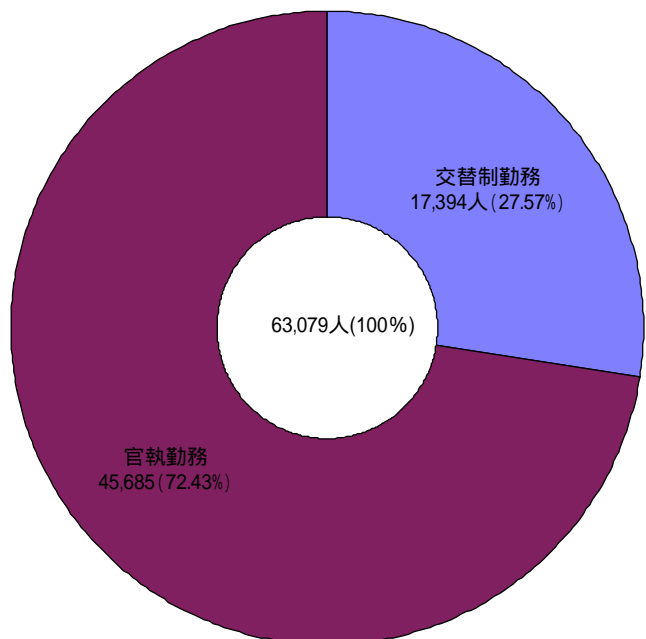
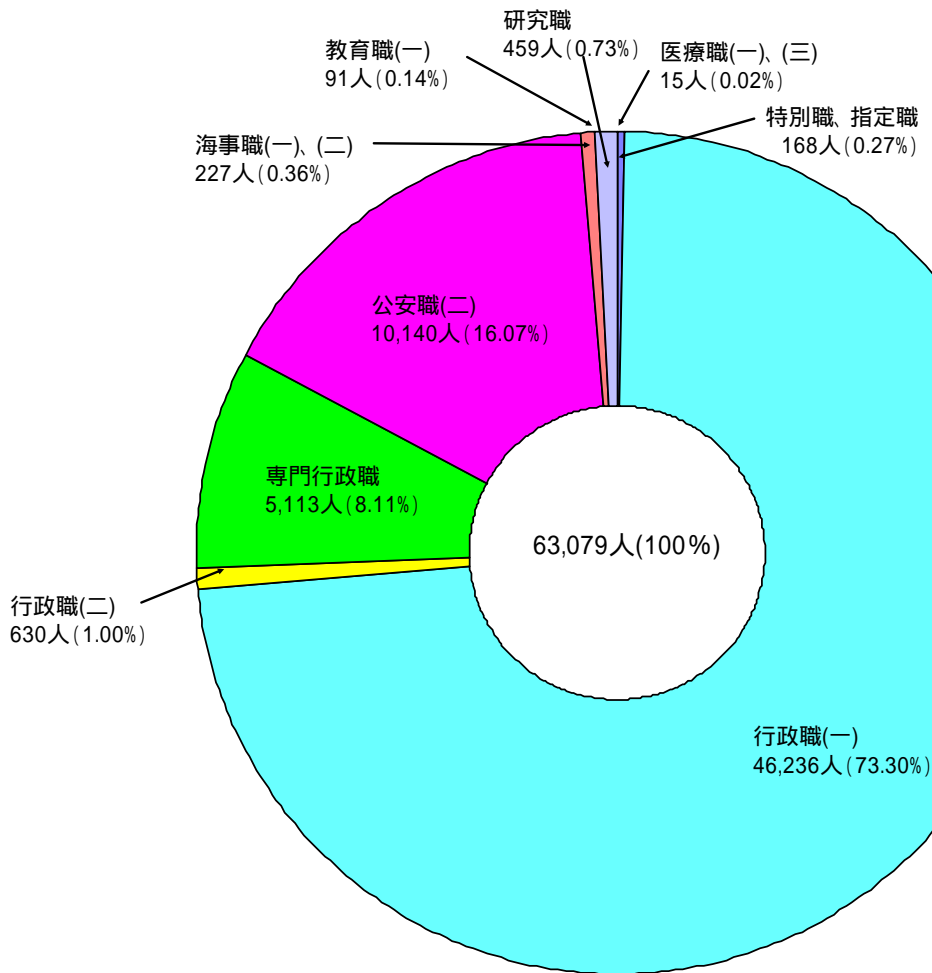
(2) 組織・定員等

組織・定員の概要



平成18年度末定員

職種等別内訳



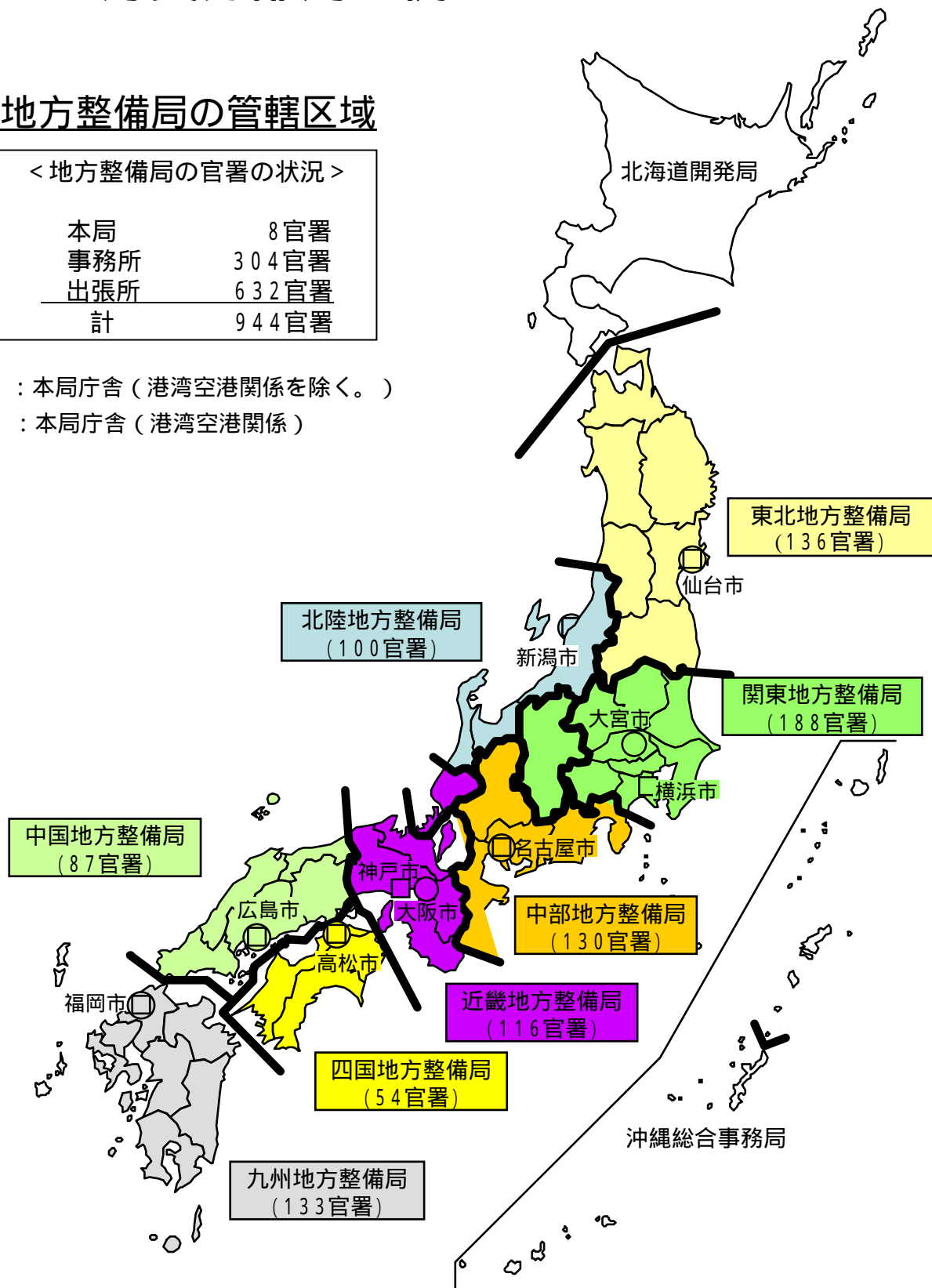
地方支分部局の例

地方整備局の管轄区域

< 地方整備局の官署の状況 >	
本局	8官署
事務所	304官署
出張所	632官署
計	944官署

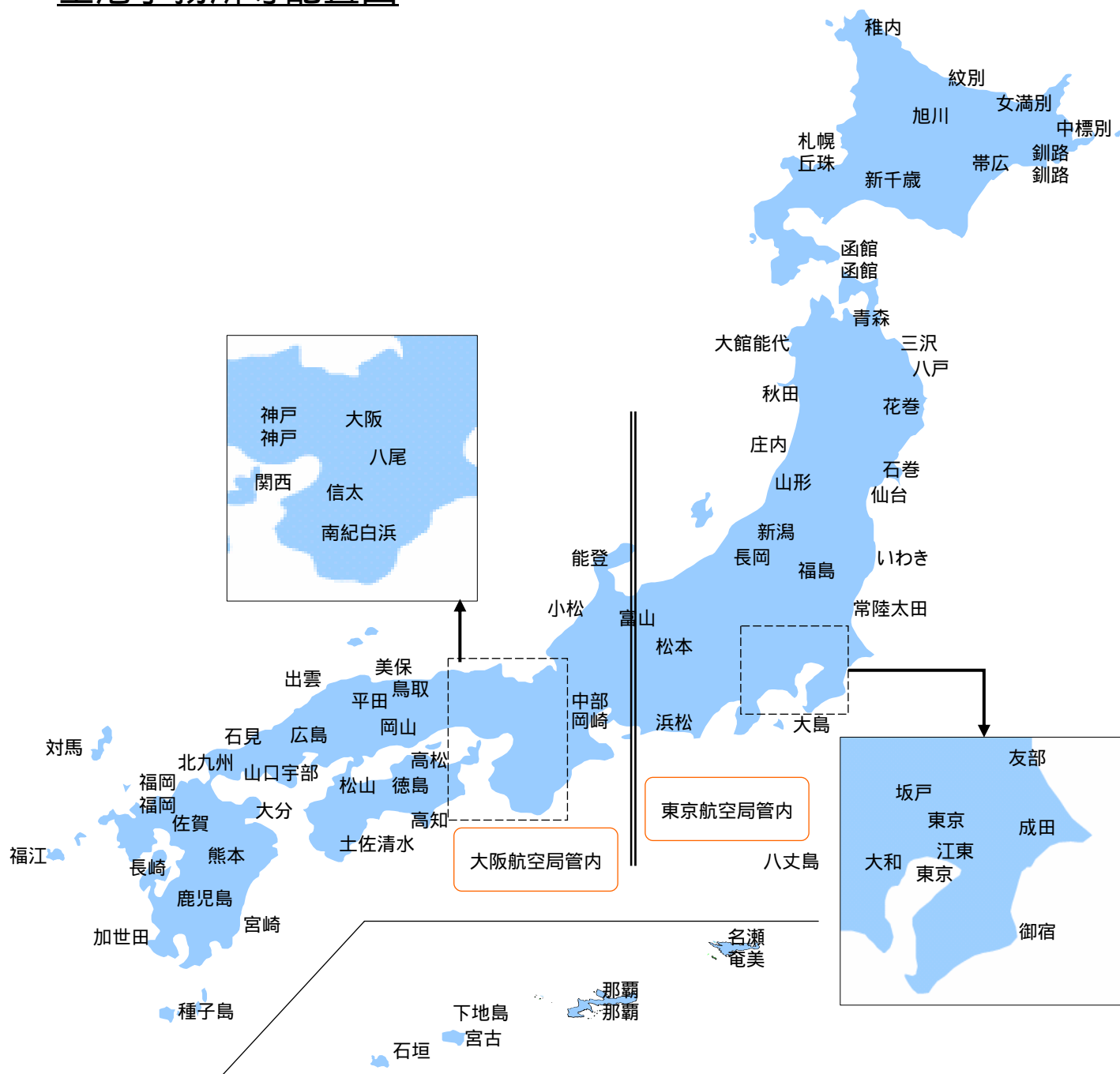
○ : 本局庁舎 (港湾空港関係を除く。)

□ : 本局庁舎 (港湾空港関係)



(平成18年度)

空港事務所等配置図



空港事務所	(30)
空港出張所	(28)
空港・航空路監視レーダー事務所	(4)
航空路監視レーダー事務所	(13)
航空無線標識所	(2)
航空無線通信所	(2)
航空衛星センター	(2)
航空交通管制部	(4)

平成18年度末現在

(3) 職員団体

国土交通省の職員が結成する職員団体は、国家公務員法でその結成が禁止されている海上保安庁を除き、9組合である。

組織人員数	組織率	在籍専従者数	
29,100人	69.3%	66人	
537人	8.5%	0人	管理職員等で組織する職員団体に係るもの(外数)

(注)組織人員数、組織率は、人事院「平成17年度年次報告書」による。

[参考]

職員団体名	組織人員概数	在籍専従者数
全運輸労働組合	9,400人	11人
国土交通省全建設労働組合	6,800人	26人
全北海道開発局労働組合	5,100人	7人
全気象労働組合	3,100人	14人
全運輸省港湾建設労働組合	1,800人	6人
国土交通省職員組合	1,200人	2人
沖縄非現業国家公務員労働組合 気象支部	70人	0人
国総研横須賀職員組合	60人	0人
国土交通省管理職ユニオン	540人	0人

2. 人事管理の状況

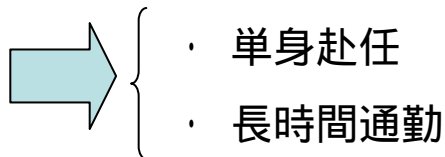
(1) 採用

- ・ 全国採用・・・本省、航空等
- ・ ブロック採用・・・地方整備局、地方運輸局等

(2) 異動

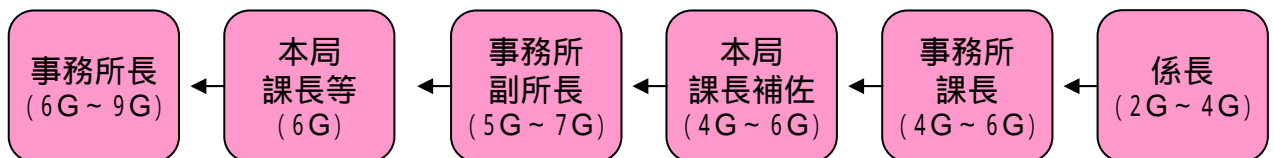
全国又は広域ブロック内の配転が基本

* 山間僻地、離島などにも専門的職員の配置が必要

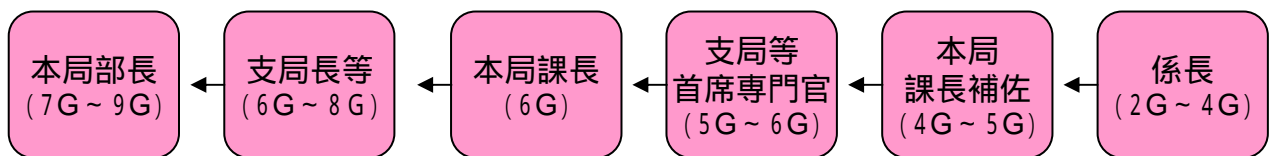


昇任

【地方整備局の例】



【地方運輸局の例】



女性の登用

(3) 退職管理

- ・ 定年退職
- ・ 勸奨退職

3. 職員団体との交渉等の状況

各職員団体と国家公務員法上の交渉やこれに準じる会見を実施

1. 本省での対応(平成17年度実績)

組 織 名	対 応 者	回数
全運輸労働組合	大臣官房総括審議官	1
	大臣官房政策評価審議官	2
	大臣官房人事課長	5
	大臣官房参事官(労務)	3
国土交通省全建設労働組合	大臣官房長	2
	大臣官房調査官	7
全北海道開発局労働組合	北海道局長	1
	北海道局総務課調査官	3
全気象労働組合	気象庁長官	6
	気象庁総務部長	1
全運輸省港湾建設労働組合	大臣官房参事官(労務)	2
国土交通省職員組合	大臣官房長	2
	大臣官房調査官	1
国土交通省管理職ユニオン	大臣官房長	2
沖縄非現業国家公務員労働組合気象支部	気象庁総務部長	2
全運輸労働組合・国土交通省全建設労働組合・全気象労働組合・全運輸省港湾建設労働組合(国土交通共闘)	大臣(官房長代行)	2
	大臣官房長	1
全運輸労働組合・全気象労働組合・全運輸省港湾建設労働組合(運輸共闘)	大臣官房長	1

2. 上記以外に、各地方機関等ごとに、対応する職員団体と交渉等を行っている。

テーマ : 処遇や給与の改善に関する要望等

実施時期: 人事院勧告の前後等

4 . 労使関係の課題等

国土交通省は社会資本整備、交通政策、気象業務など、国民生活に密着し、その安全・安心を不断に守る重要な業務を所掌していることから、これらの業務の執行が効率的かつ適切に行われることが必要。

また、国土交通省の相当数の職員は、山間僻地、離島なども含めた全国津々浦々の官署に配属され、様々な種類の業務に従事しており、それらの多様な職員それぞれの士気を如何にして保持していくかが問題。

国家公務員共通の勤務条件を所管する制度官庁との役割分担の下で、国土交通省の職員団体との間では、定期的な交渉、会見の場などを通じて、一定のテーマについて労使間のやり取りを行ってきているところ。

これまで、正常で健全な労使関係を構築するよう努力を積み重ねてきたところであり、今後もそのような関係を維持していくべきものと思料。

5 . 公務員制度のあり方等

早期退職慣行の是正

- 専門職大学院への派遣制度の拡充、私立大学・研究機関以外の公益法人等への派遣・出向制度の創設などにより、派遣制度の充実を図るべき。
- 民間出向に係る規制の緩和などにより、官民交流の推進を図るべき。
- 再任用職員に係る定員制度の見直しなどにより、再任用制度の活用を図るべき。

再就職規制の見直し

- 営利企業への再就職については、国民のあらぬ疑念を受けるような状況は好ましくないが、退職公務員がその培った知識・経験を活かすことは社会的にも有用な場合があり、公務員制度改革全体の中で検討していく必要がある。

能力・実績主義の導入

- 総務省の実施している人事評価の試行の結果を踏まえた制度とすべき。
- 本省だけでなく、各地方機関等の業務・人事任用の実態を十分踏まえたものとすべき。

分限処分

- 勤務実績不良、適格性欠如等について、処分に係る具体的な基準の検討等を通じ、制度の活用を図るべき。